

京都市訓令甲第22号

庁 中 一 般

京都市助役事務担任規程の一部を次のように改正する。

平成16年3月31日

京都市長 梶 本 頼 兼

第1条第1項の表河内助役の項及び松井助役の項を次のように改める。

松 井 助 役	環境局，保健福祉局，会計室及び上下水道局に属する事務並びに教育委員会事務局，人事委員会事務局及び監査事務局に関する事務
毛 利 助 役	都市計画局，建設局，消防局及び交通局に属する事務並びに固定資産評価審査委員会事務室に関する事務

第2条第1項中「及び観光振興」を「，観光振興及び安心安全ネットの推進」に改め，「，南部創造のまちづくりに関する事務は河内助役が」を削り，「松井助役が」の右に「，南部創造のまちづくりに関する事務は毛利助役が」を加える。

附 則

この訓令は，平成16年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)